

一廃計画原案（案）における各区及び東京都意見

資料⑭

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
1	目次	—	<p>第1章 3 廃棄物処理を巡る国及び都の動向 本文2ページでは「東京都」となっています。</p> <p>第6章 &lt;コラム ごみ焼却エネルギーで発電&gt; 本文31ページでは「ごみ焼却の」となっています。</p> <p>資料編 III 7 施設規模の平準化 本文69ページでは「焼却能力」となっています。</p>	本文に合わせ、目次を修正しました。
2	1章	2	<p>3（1）ア 表-1-1 「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」 については、注釈等で説明を入れた方がいいのではないで しょうか。</p>	ご意見を踏まえて、修正しました。
3	1章	2	<p>3（1）イ 廃棄物処理法基本方針 一般的には「廃棄物処理基本方針」と呼称されていると思われ ます。 図-1-2では廃棄物処理基本方針となっています。</p> <p>ウ 廃棄物処理施設整備計画 1行目 「廃棄物処理法基本方針」が出てきます。 4行目 構築の → 構築に ？</p>	ご指摘を踏まえて、修正しました。

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
4	1章	3	<p>【3（2）東京都の計画】 都の計画は、最終処分量だけでなく、「一般廃棄物排出量」、「一般廃棄物のリサイクル」、「プラスチック焼却量の削減」目標についても定めている。 今回の計画では、特別区において、ごみ量の排出抑制に関する一段踏み込んだ検討が行われた経緯もあり、さらに、ゼロエミッション東京の実現を進める観点から、当該目標についても掲載していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、修正しました。</p>
5	2章	9	<p>【4（2）不燃ごみ】 推移の傾向などを説明する文章が必要である。</p>	<p>直近の実績において、傾向と呼べるほど、推移に変化がないため、説明する文章は省略しています。</p>
6	4章	14	<p>【2 本計画の取組】施策1（5）ごみ処理技術の動向の把握 都は、以下の技術動向についても重要であると認識しているため、意見として記載させていただく。 （修正前）…メタン発酵によるバイオガス化など今後展開する可能性のある… （修正後）…メタン発酵によるバイオガス化と残さ物の肥料化・<u>飼料化、プラスチックの高度選別処理、紙おむつ等の水平リサイクル</u>など今後展開する可能性のある…</p>	<p>残さ物の肥料化・飼料化については追記いたしました。 その他の内容については23区の事業となりますので、本計画への記載はしていません。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
7	4 章	16	<p>【2 本計画の取組】施策4（12）ごみ処理過程での資源回収            都は、プラスチックの水平リサイクルに向けた取組を進めている。            以下の取組について、検討いただきたく、意見として記載する。</p> <p>（修正前）<u>不燃ごみ・粗大ごみの破砕処理過程で選別する鉄やアルミニウム等…</u></p> <p>（修正後）<u>不燃ごみ・粗大ごみとして搬入されたものから、プラスチック製の衣装ケース等の資源として活用できるものを選別してリサイクル業者に引き渡した上で、ごみの破砕処理過程で選別する鉄やアルミニウム等…</u></p>	<p>23区において、不燃ごみ・粗大ごみの中から、資源になるものの回収（ピックアップ回収）が進められていることから、            今後は、衣装ケース等の清掃一組施設への搬入量が少なくなることが想定されます。</p> <p>そのため、不燃ごみと粗大ごみの今後の搬入状況を見据え、            記載内容については検討していきます。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
8	5 章	—	<p>清掃一組は、中間処理施設の運営に加えて、中間処理を担う立場で行え得るごみ減量施策に取り組むべきである。実際に、中間処理施設において受け入れたごみの分別等、一部のごみ減量には取り組んでいる。</p> <p>ついては、特に第5章または新たに章立てしてでも、清掃一組が23区とともにこれまで以上に積極的にごみ減量に取り組む姿勢を盛り込んでどうか。</p> <p>また、この度の課長会が復命した、23区が一斉に実施する3つの施策案は、資料のとおり実現にあたっての課題・懸念点が多い。現時点で3つの施策を確実に実現できるとは言い難く、引き続き23区と清掃一組が一体となって検討すべき事項である。これらの施策の検討を深めるため、特別区24団体全体で目指すものとして、ごみ量予測とは別に目標（値）として掲げてはどうか。</p> <p>なお、一廃計画とは異なるが、清掃一組の所掌に23区共同、24団体で行うごみ減量、さらにはリサイクル施策を加えるべく清掃一組規約の一部改正を検討されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、清掃一組では、中間処理施設でできる限られたごみ減量として、不燃ごみ処理センターや粗大ごみ破碎処理施設でごみを受け入れた際、金属類や羽毛布団などをリサイクル業者へ売却し、資源化を行っています。しかし、中間処理施設の取組は、区民のごみ減量に対する啓発につながりにくいと感じています。23区が行う施策のように排出段階における分別や資源回収をより徹底していただく排出抑制が重要と考えております。</p> <p>また、一廃計画の中では、効果の見込みが不確実な施策については、ごみ量（目標値）として記載することを検討しています。</p> <p>なお、清掃一組規約の改正については、区移管後の「清掃事業に関する特別区長会検討」の延長線として、過去の経緯を踏まえた議論が必要と考えています。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
9	5 章	17, 18	<p>P17「3ごみ減量施策」や、P18「(4)ごみ減量施策反映後のごみ量(目標値)」においては、区長会等の検討結果や定めた目標値に対して施策の実現に向けた取り組みを23区と、どういった協力をして実現していくのかという趣旨の記載があると良い。</p> <p>また、ごみ減量の進捗についても、清掃事業年報(別冊である資源部分も含む。)等のデータを活用や、P14に記載がある「2ごみ量の予測(1)予測の基本的考え方」による推計値とも比較しながら、23区と共有できる仕組みについても記載があると良い。</p> <p>清掃一組作成の「基本計画・実施計画(令和3年2月)」のP58では、経営改革プランの中で「23区との緊密な連携を目指す清掃一組」の項目がある。23区の職員は清掃事業以外の部署から転入してくるため、清掃事業の専門家としての分かりやすい、丁寧なアドバイスをいただける仕組みについても構築していただけると良いと思う。</p>	<p>ごみ減量施策については、23区が実施するものと認識していますが、実現性については記載できると良いと考えおり、区長会の検討結果を基に記載内容を検討する予定です。</p> <p>また、ご意見のとおり、23区と清掃一組でごみ減量の進捗を確認していくことが重要と考えています。進捗を共有できる仕組みについては、今後、23区と清掃一組で検討していくものを踏まえて記載を検討します。</p> <p>清掃事業における23区と清掃一組との緊密な連携については、ご意見を伺いながら、引き続きより良いものを目指していきたいと考えています。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
10	5 章	18	<p>【1 ごみ量（目標値）の位置付け】（6行目） 6行目 最終処分量の増加を招く 「ごみ量（目標値）を超過した場合には、清掃工場の焼却能力が不足する事態となるだけでなく、<u>最終処分量の増加を招く</u>こととなります」とはどういった意味でしょうか？</p> <p>①ごみ量（目標値）を超過することで最終処分量が増となるのか ②清掃工場の焼却能力が不足することでの、直接埋め立てによる増なのか ③その他の理由による増なのか</p>	<p>ごみ量が増加すると、それに比例して処理量（焼却量）が増加することから、焼却灰の発生量も増えることとなり、最終処分量が増加することになります。</p> <p>なお、5章はごみ量推計に関する記述のため、「最終処分量の増加を招くこととなります」の部分については、ご意見を踏まえ削除しました。</p>
11	5 章	18	<p>【1 ごみ量（目標値）の位置付け】（7行目～8行目） 目標値を「最低限守らなければならないごみ量」とするのは、その言葉の意味に乖離があると思う。</p>	<p>目標値で施設整備計画を作成する場合、目標値を達成できないければ、計画どおりにごみを処理できないという意味で記載しております。ただし、区長会等の検討結果によっては、文言が修正となる場合もあります。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
12	5 章	18	<p>【2（2）「ごみ量」の考え方】（4行目～5行目） 「本計画では令和6年に特別区長会で確認された新たな方法に基づき、区収集ごみと持込ごみの区分で分けてごみ量（以下「23区推計」という。）を算出します。」について、今後の計画改定に当たっての算出のあり方は、どのように整理したのか。平成17年従来推計との関係など。 原案の記載は、あくまでも今回の計画は、「23区推計」を使って算出するという主旨か。</p>	<p>今後の計画改定に当たっての算出のあり方については、区長会等で整理されるものと認識しています。 原案では、区長会等の検討結果を想定し、区収集ごみと持込ごみの区分でごみ量を算出された「23区推計」を基に記載しています。なお、今後の区長会等の検討結果により変更となる場合もあります。 ごみ量推計に当たって、従来は、平成17年特別区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法の検討」に則り、算出していましたが、23区のごみ減量の取組をより反映しやすくするため、今回は「23区推計」を計画で使用する方向で検討されてきたと認識しています。</p>
13	5 章	20	<p>【2（3）イ 持込ごみの推計結果】 3・4行目 緩やかに減少する結果 グラフからは緩やかに減少する結果とは見受けられません。令和17年度まで増加し、その後ほぼ横ばいで推移する結果くらいでは？  図-5-4 ※2 都内総生産（推計） のつぎに「は、」を入れる？</p>	<p>記載に誤りがありましたので、ご意見を踏まえ「令和30年度に新型コロナウイルス感染症の影響前のごみ量まで、緩やかに戻る結果となりました」と修正しました。  ご指摘を踏まえ「…都内総生産（推計）<u>は、</u>「中長期の経済財政の…」に修正しました。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
14	5章	20	<p>【2（3）イ 持込ごみの推計結果】（3行目） 以下のとおり修正する。 （修正前）…令和30年度に新型コロナウイルス感染症の影響前のごみ量まで、緩やかに<u>減少</u>する結果となりました。 （修正後）…令和30年度に新型コロナウイルス感染症の影響前のごみ量まで、緩やかに<u>増加</u>する結果となりました。</p>	<p>記載に誤りがありましたので、ご意見を踏まえ「令和30年度に新型コロナウイルス感染症の影響前のごみ量まで、緩やかに戻る結果となりました」と修正しました。</p>
15	6章	21	<p>【1（3）施設整備スケジュール】 ある年度で、どの工場が稼働し、焼却能力が何トンあるのか等が、わかりやすく表記されていると良い。</p>	<p>年度ごとの清掃工場の稼働状況及び23区全体の焼却能力については図-6-4（施設整備スケジュール）に掲載する予定です。</p>
16	6章	23	<p>【図-6-1】 下段の焼却能力の表で、経年劣化による能力低下（30年で14%の能力低下等）の影響がどの程度あるのかも分かる表記があると良い。</p>	<p>経年劣化による焼却能力の低下率等については、資料編に掲載しました。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
17	6 章	23	<p>【1 これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯】</p> <p>文章全体が、第三者的な記載になっている。</p> <p>例えば、「整備が進められてきた」は「整備を進めてきた」と記載すべきである。</p> <p>主語をしっかりと記載すれば表現がぶれないと思う。</p> <p>また、「灰溶融炉への転換」や「3工場の新設計画の中止」の判断は、その時々々の社会情勢等によるものであり、その影響を事実として記載する必要はあるが、被害者的な表現は避けるべきである。</p> <p>例えば、「縮小せざるを得ませんでした」や「建替え時に必要な余力を失いました」など。</p>	<p>・第三者的な記載に関するご指摘について</p> <p>本項目で主に取り扱っている平成20年度までに整備された清掃工場は、清掃一組の設立前に東京都が建設した、または計画を決定した工場であり、当組合が計画・建設した施設ではないため、このような表現としています。</p> <p>・「灰溶融炉への転換」や「3工場の新設計画の中止」に関する文章のご指摘について</p> <p>本件は国の方針や23区の確認事項に従ったもので、清掃一組での決定事項ではないことから、このような表現としています。</p>
18	6 章	—	<p>中防灰溶融施設は休止中と認識しているが、それについての今後の考え方の記載はあるか。</p>	<p>中防灰溶融施設を含む中防処理施設の取扱いについてはP31の(1)3段落目に記載しています。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
19	6 章	—	<p>清掃工場は言うまでもなく安全で安定した運営が求められ、ごみ量の季節変動や災害地支援に対応するため一定の余力を持って確実な処理能力を保持する必要がある。また、今後の施設整備のための国庫交付金を確実に獲得するため、第5次施設整備計画は令和6年度中に見直すべきである。そのためには、清掃一組が示した施設整備の方向性案の考え方に沿った計画を策定することが妥当であると考えます。</p> <p>一方で、これまでの委員に対する施設整備計画の説明が不十分であったことは否めない。今後、原案の説明では十分な説明がなされることを願います。</p> <p>また、今後のごみ減量の推移を定期的に検証しながら、適宜施設整備について柔軟に見直し検討する機会を設けていただきたい。</p>	<p>施設整備計画は、5月のワーキンググループ、検討委員会でお示しした直後に、23区での更なるごみ減量施策等の検討結果を踏まえるため、ワーキンググループ、検討委員会を中断しておりました。その間は、説明をする機会がありませんでした。今後は、改定検討委員会及びワーキンググループにおいて、委員の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明していきます。</p> <p>また、一廃計画については、今後のごみ減量の推移を23区とともに定期的に検証し、適切なタイミングでの改定を検討していきます。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
20	7 章	33	<p>【2（2）イ 中防不燃・粗大ごみ処理施設における…】            都は、プラスチックの水平リサイクルに向けた取組を進めている。以下の取組について、検討いただきたく、意見として記載する。</p> <p>（修正前）令和9年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみの処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、…清掃工場で焼却する<u>ことで最終処分量の削減</u>を行います。</p> <p>（修正後）令和9年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、<u>搬入されたごみからプラスチック製の衣装ケース等の資源循環可能なものの選別や弁当がら等の高度資源化処理により、リサイクル事業者に引き渡すことを検討し、破碎前の段階で可燃物の削減を行います。そして、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、…清掃工場で焼却する<u>ごみを最小化することで、CO2 排出量及び最終処分量の削減</u>を行います。</u></p>	<p>23区において、不燃ごみ・粗大ごみの中から、資源になるものの回収（ピックアップ回収）が進められていることから、今後は、衣装ケース等の清掃一組施設への搬入量が少なくなることが想定されます。</p> <p>そのため、不燃ごみと粗大ごみの今後の搬入状況を見据え、記載内容については検討していきます。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
21	7	33	<p>【図－7－1 焼却灰の資源化計画】</p> <p>区による施策効果を反映されておらず、定量的な確認ができない状態ではあるが、資源化量について、令和8年度以降、参考期間末年度の令和30年度まで一貫して11.2万トンの数字が続いている。</p> <p>セメント資源化、徐冷スラグ化及び焼成砂化の資源化量は、全くの同一の数字が続いており、施策の効果を見せる形となっていない。</p> <p>例えば、本文中に記載されている「金属回収による資源化量等」を計画の中に盛り込むことはできないのか。</p>	<p>灰中の金属回収による資源化については、現在検討している段階であり、今回の計画に具体的な数字で盛り込むことは難しい状況です。現在、他自治体の導入事例を調査し、検討を進めています。</p> <p>なお、区長会等の検討結果によるごみ量に基づき埋立処分量を考え、資源化量を検討していきます。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

22	7	33	<p><b>【3 焼却灰の資源化計画】</b>          廃棄物埋立処分場の延命化のため、更なる焼却灰の資源化に取り組む計画としてほしい。</p> <p>○廃棄物等埋立処分計画（R4.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都は、「廃棄物等埋立処分計画」を策定し、計画的に埋立処分量を削減していくこととしている。</li> <li>・ 同計画では、区部の一般廃棄物の受入方針として、中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限測った上で全量受け入れることとしている。</li> <li>・ 焼却灰の資源化について、スラグを製造する民間の資源化施設において、施設を強化し、焼却灰の受入拡大の計画を公表する事業者も存在している。（以下②参照）</li> </ul> <p>（参考）</p> <p>①清掃一組          スラグ：中央電気工業（茨城県鹿嶋市）2023年：11,895トン          焼却灰資源化：90,972トン          （セメント71,237トン、スラグ18,732トン、焼砂998トン）</p> <p>②新日本電工株式会社（2024.7 中央電気工業を吸収合併）          焼却灰溶融固化処理能力          2023年：13万トン（R5実績9.9万トン）⇒2030年22万トン</p> <p>○東京都資源循環・廃棄物処理計画（R3.9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の再生利用率の計画目標は、2030年に37%</li> <li>・ 2022年の再生利用率は、都内24.8%で、区部20.4%、多摩地域37.2%である。</li> <li>・ 多摩地域では、焼却灰全量をセメントリサイクル</li> </ul>	<p>焼却灰の資源化については、原案の記載のとおり、セメント需要の低下、燃料費等の高騰に伴う資源化コスト上昇の課題があります。また、資源化施設の受入れには、全国の自治体から受入要請があることから、受入量の確保においても課題があり、更なる資源化の拡大は困難な状況となっています。資源化の拡大については、最終処分場延命化の観点から、重要課題と捉えており、全国的な動向を確認しつつ今後も検討を重ねていきます。</p>
----	---	----	--	---

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
			・計画目標達成に向け、焼却灰に更なる資源化が必要であると認識している。	
23	8 章	36	図－8－1 下水道、清掃工場、最終処分場の枠内の（ ）が文字と重なっています。	ご指摘いただきありがとうございます。 編集等を防止するため、原案をPDF（画像データ）に変換していますが、その関係で一部画像がズレてしまう箇所がありました。申し訳ございません。 今後は、より一層確認していきます。

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

質問 No.	章	ページ	第6次一般廃棄物処理基本計画原案における意見	回答
24	コラム	38	<p>【コラム カーボンニュートラルを目指して①】</p> <p>清掃一組の計画は焼却処理等のごみの中間処理等の内容を定めるものと認識はしているが、今回、23区として更なるごみ減量施策を検討され、ごみ量に反映されていること、さらに、気候変動対策や持続可能な資源利用などゼロエミッション東京の実現に向けた取組を一層推進していく必要があることから、例えば、以下の取組内容など、記載を検討いただきたい。（今後のごみ減量効果等の追記とあわせてご検討いただきたい。）</p> <p>（取組内容）</p> <p>C02 削減に向けて、ごみ減量、中でもプラスチックごみを減らすことが重要であることを記載する。</p> <p>例：ゼロエミッション東京の実現に向け、清掃工場から発生するC02を削減するには、C02の元となるごみの減量が重要。とりわけ、廃プラスチックの焼却量削減が必要であり、使い捨てプラの削減、リユース容器等の利用に加え、分別・リサイクルの徹底が重要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、プラスチックごみを減らすことが重要である旨に記載を修正しました。</p>

25	III	69	<p>【6 清掃工場の稼働年数の推移】</p> <p>前計画、「一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月改定）」においては、「IV清掃工場の施設整備 7施設規模の拡大（P57）」において、「今後多くの清掃工場が順次耐用年数を迎える」こと「現状のごみ量では、これまでの整備時期の調整だけでは全ての清掃工場を耐用年数以内に整備することは大変厳しい」そのため、「本計画では施設規模の拡大を検討する」とした記載となっている。</p> <p>一方、本計画原案（資料編）では、「III清掃工場の施設整備 7焼却能力の平準化」と新たな項目をたて、「こうした（清掃工場ごとの処理能力に大きな格差があること）アンバランスの是正に向けて、整備時期や各清掃工場の処理能力の平準化を図る必要があるため、本計画ではプラント更新工場の施設規模の拡大を検討します。」との記載となっている。</p> <p>記載の内容自体は正しいが、今回（本計画）策定における施設規模の方針については、特別区全体のごみ（処理）量（実施可能な削減案）を踏まえて、清掃工場の整備計画を検討することと検討会等での議論が一番理由となっていると考える（※現時点の議論）。</p> <p>そのため、本計画原案においては、施設整備の方向性の一端を検討組織での詳細な議論・意思統一がないまま、本計画で「新たにプラント更新工場の施設規模の拡大の検討」を理由の第一として記載することは拙速であると思う。</p> <p>あわせて、「現状のごみ量では」との記載があるが、将来のごみ量推計を行った時点においては、「将来のごみ量」を考慮した記載とする必要があるのではないかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の方向性に関する記載について 前計画である第5次一廃計画においては、プラント更新工場の施設規模を拡大する必要があったことから、図-6-1（P22）に「※1 施設規模については、今後のごみ量の実績等を踏まえ次回の計画改定の際（令和6年度末改定予定）に改めて見直す。」と記載しておりました。 現段階で検討中のごみ量（目標値）でも、施設規模の拡大が必要であり、本計画も前計画で決めた方向性等を継承しております。 なお、今後の区長会等の検討状況を踏まえ、記載内容は検討します。</li> <li>・「現在のごみ量では」の記載について ご指摘箇所は、その後続く項目の導入部であることから、現状ベースでの記載としています。</li> </ul>
----	-----	----	--	--